

(仮称) 門真市環境基本条例庁内検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 本市の環境に関する基本的な理念及び施策の基本としての(仮称)門真市環境基本条例(以下「条例」という。)の原案等を検討するため、(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の原案をもとに素案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の素案の検討のために必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。

- 2 委員長は、環境事業部を担当する副市長とし、副委員長は環境事業部長とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

総合政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、都市建設部長、会計管理者、水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長
---

(職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めたときは、学識経験者その他の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

**第7条** 条例の原案等の検討を効果的に行うために、委員会に(仮称)環境基本条例庁内ワーキンググループを置くことができる。

2 (仮称) 環境基本条例庁内ワーキンググループの運営方法については、別に定める。

(報告)

**第8条** 委員会は、条例の素案を作成したときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、環境事業部環境対策課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。